

議案第71号

天理市営住宅条例の一部改正について

天理市営住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

天理市営住宅条例の一部を改正する条例

天理市営住宅条例（平成9年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第43条の2」に改める。

第6条中「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改め、「あつては第4号」の次に「及び第5号」を加え、同条第2号中「第13条」を「以下この条、第13条、第43条の2」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第7条第1項中「前条各号」を「前条第1号から第4号まで」に改め、同条第2項中「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改める。

第13条に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合は、前項の承認をしてはならない。

第14条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員である場合は、同項の承認をしてはならない。

第43条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。

第43条第4項中「第1項第2号から第5号まで」を「第1項第2号から第6号まで」に改め、同条第5項中「第1項第6号」を「第1項第7号」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(入居の承認等に関する意見聴取)

第43条の2 市長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者が暴力団員であるかどうかについて、本市の区域を管轄する警察署の署長(以下「警察署長」という。)の意見を聴くものとする。

- (1) 入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族
- (2) 第13条第1項の市長の承認を受けて入居者が同居させようとする者
- (3) 第14条第1項の市長の承認を受けて引き続き市営住宅に居住しようとする者及びその者と現に同居している者

2 市長は、必要があると認めるときは、入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

第53条中「規定にかかわらず」の次に「、同条第5号に掲げる条件を具備し、かつ」を加える。

第55条中「第37条から第43条まで」を「第37条から第43条の2まで」に改める。

第58条第4号中「第43条第1項第1号から第5号まで」を「第43条第1項第1号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。